

申込手順・留意事項について（特例貸付 総合支援資金）

- 1 まず、桶川市社会福祉協議会に御相談ください。
（TEL 048-728-2221）

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯。

※ 本来は就職活動を行うことを前提とした貸付です。

1) 失業者

新型コロナウイルス感染症の影響で失業している者がいる世帯

2) 収入の減少者

新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に収入の減少になっている世帯

以下の点について御相談ください。

① コロナウイルスの影響で収入の減少や失業になっている状況について

- ・ いつから収入の減少や失業等に至ったのか
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響がどのようにあったか

② 貸付金額

世帯の構成人数によって貸付金の上限金額が異なります。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の収支状況や現在の収入を考慮して、必要な金額を検討してください。

（二人以上）月20万円以内

（単身）月15万円以内

③ 貸付期間

原則3箇月以内

2 桶川市社会福祉協議会のHPから、様式をダウンロードしてください。

- ① 借入申込書
- ② 借入申し込みにあたっての留意事項
- ③ 借用書
- ④ 重要事項説明書
- ⑤ 収入の減少状況に関する申立書※

※ 収入の減少状況に関する申立書は、収入状況が明らかになる書類（減収前後の給与明細（写）、減収前後の預金通帳（写）等）が御用意できない

時に御使用ください。

- ⑥ 世帯の収支状況記入表
- ⑦ 特例貸付（総合支援資金）チェックリスト
- ⑧ 記入例一式（借入申込書、留意事項、借用書、重要事項説明書、収入の減少に関する申立書）

3 ダウンロードした様式に、記入例を参考にしながら必要事項を記載し、チェックリストで必要書類を御確認の上、桶川市社会福祉協議会に御郵送ください。直接、事務所へ提出を御希望される方は、事前に御連絡をお願いします。

※ 「⑥ 世帯の収支状況記入表」と「⑦ チェックリスト」についても、ご記入の上、一緒に御郵送ください。

※ すでに（特例貸付）緊急小口資金の貸付を受けている場合は、生活福祉資金貸付決定通知書（緊急小口資金）の写しを用意することで、必要書類の一部を省略することができますので、桶川市社会福祉協議会まで御確認ください。

【郵送先】

〒363-0012

桶川市末広2-8-8 地域福祉活動センター内

社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会

TEL 048-728-2221

4 申し込みの際の留意事項

① 桶川市社会福祉協議会に書類が到着後、書類の不備がないか確認をし、埼玉県社会福祉協議会へ書類を送付しています。申請書等を記入する際は次の点にご注意ください。

- 消えるボールペンは使用しないでください。
- 印鑑は、シャチハタを使用しないでください。
- 修正する場合は、二重線を引き、認印を押し、空いた箇所に正しい表記を記入してください。修正テープ、修正液を使用しないでください。
- 投函する前に、もう一度記入漏れがないか確認をお願いします。

※ 書類に不備がある場合、修正をお願いしますので、貸付申請が遅くなります。ご注意ください。

また、書類申請後、申請内容に不明瞭な点がある場合は、電話で聞き取

る場合があります。

- ② 埼玉県社会福祉協議会に書類が到着後、審査を行います。埼玉県社会福祉協議会で書類を受理してから送金までに、3～4週間程度かかります。
- ③ 本貸付は据置期間後に償還（返済）が伴います。
- ④ 償還（返済）は最長10年間ですが、申込者の年齢等により10年間とすることができない場合がありますので、記入の際には桶川市社会福祉協議会にご相談ください。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に起因しない理由による借入申込みはできません。
- ⑥ 生活保護受給世帯や、従前から就業していない等収入の減少がない場合は、貸付の対象となりません。
- ⑦ 今回の特例措置では新たに、償還時においてなお所得の減少が続く世帯の償還を免除することができることとなっております。詳細が判明しましたら、あらためてお知らせいたします。

令和2年5月28日

社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会